

医療的ケア児支援センターの運営形態

【医療的ケア児支援法 第14条】

都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者（以下「医療的ケア児支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができる。

運営主体	メリット	デメリット
社会福祉法人等が運営 (県が指定し、委託)	<ul style="list-style-type: none"> ◎医療的ケア児の支援に関する実績や専門性がある。 ○医療型施設の運営や医療機関との連携実績がある場合、実践のノウハウを活用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ×市町村など行政機関との調整に慣れていない。
県が直営	<ul style="list-style-type: none"> ○関連部局や市町村、関係機関との調整がスムーズである。 	<ul style="list-style-type: none"> ×医療的ケア児の支援に関する実績や専門性に欠ける。